

住民票の提出について

宅地建物取引業法における免許及び登録事務は、個人番号（マイナンバー）を利用できない事務にあたりますので、個人番号の記載された住民票は受け取ることができません。

宅地建物取引業法における免許及び登録の申請に際して添付する住民票につきましては、個人番号の記載されていない住民票を添付してください。

やむを得ず、個人番号の記載されている住民票を添付する場合には、恐れ入りますが、黒の油性マーカー等で個人番号を塗りつぶしして添付してください。